

「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」及び 「年金生活者支援給付金 振込通知書」に関するQ & A

問1 令和4年度の年金生活者支援給付金の支給金額は改定されるのですか。

(答)

- 年金生活者支援給付金は、物価の変動に応じて支給金額を改定する仕組みとなっております。
- 令和3年の物価変動率がマイナス0.2%だったため、令和4年度の年金生活者支援給付金の給付基準額は0.2%の引下げとなりました。
- また、国民年金保険料免除期間を有する方の老齢年金生活者支援給付金の支給金額は、老齢基礎年金の満額を基準に計算することから、老齢基礎年金の引下げに伴い、改定されます。

問2 「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」はどのような通知書なのか。

(答)

- 年金生活者支援給付金は、物価の変動に応じて支給金額を改定する仕組みとなっておりますが、この改定が4月分から行われることから、毎年6月（4月、5月分）の支払にあわせて「支給金額（改定）通知書」をお客様に送付しています。
 - 支給金額に変更がなかった方については、昨年度と同じ支給金額を記載した通知書をお送りしています。
 - 支援給付金の支払方法が口座振込の方には、支援給付金振込通知書と一体となった統合通知書を、郵便局窓口受取の方には支援給付金支給金額（改定）通知書のみを送付いたします。
- ※支給金額が0円の方にも支給金額（改定）通知書を送付しています。

問3 支援給付金支給金額（改定）通知書に記載された金額は、どのように計算されているのか。

(答)

- 年金生活者支援給付金は、物価の変動に応じて支給金額を改定する仕組みとなっております。
- 令和3年度の物価変動率がマイナス0.2%だったため、給付基準額は0.2%の引下げとなり、令和3年度基準額（5,030円）から令和4年度基準額（5,020円）へ変更となります。

○また、老齢年金生活者支援給付金の支給金額については、老齢基礎年金額の引下げに伴い、国民年金保険料免除期間を有する場合は、令和4年4月分から改定（引下げ）されます。

【給付額】

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）
 $= 5,020 \text{ 円} \times \text{保険料納付済期間} / 480 \text{ 月}$
- ② 保険料免除期間に基づく額（月額）
 $= 10,802 \text{ 円}^* \times \text{保険料免除期間} / 480 \text{ 月}$

※ 保険料全額免除、3/4 免除、1/2 免除期間は老齢基礎年金満額（月額）の 1/6 の金額（10,802 円）、保険料 1/4 免除期間は老齢基礎年金満額（月額）の 1/12 の金額（5,401 円）となります。

※ 令和4年度の老齢基礎年金は昨年度の額に対して 0.4%引下げとなっているため、老齢基礎年金満額をもとに算出する保険料免除期間に基づく給付額は 0.4%の減額となります。

《保険料全額免除、3/4 免除、1/2 免除期間（老齢基礎年金満額（月額）の 1/6 の額）の場合》

[昨年度] $780,900 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 1/6 \doteq 10,845 \text{ 円}$

[令和4年度] $777,800 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times 1/6 \doteq 10,802 \text{ 円}$ （前年比▲0.4%）

保険料納付済期間等	令和3年度給付金額	令和4年度給付金額	増減額
納付済期間 480 月	5,030 円	5,020 円	▲10 円
		【計算式】 ① $5,020 \text{ 円} \times 480/480 \text{ 月} = 5,020 \text{ 円}$	
納付済期間 420 月	4,401 円	4,393 円	▲8 円
		【計算式】 ① $5,020 \text{ 円} \times 420/480 \text{ 月} = 4,393 \text{ 円}$	
納付済期間 240 月 全額免除期間 60 月	3,871 円	3,860 円	▲11 円
		【計算式】 ① $5,020 \text{ 円} \times 240/480 \text{ 月} = 2,510 \text{ 円}$ ② $10,802 \text{ 円} \times 60/480 \text{ 月} = 1,350 \text{ 円}$ <合計> ①2,510 円 + ②1,350 円 = 3,860 円	

※ ①②のそれぞれの計算結果に 50 銭未満の端数が生じたときは切り捨てて、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは 1 円に切り上げて計算します。

問4 支援給付金振込通知書に記載された金額は、いつの支払分になるのか。

(答)

○当年6月から翌年4月までにお支払いする支援給付金の振込額や振込先等をお知らせするために、6月6日に支援給付金振込通知書を送付いたします。

ただし、振込額が今年度中に変わることが確定している方については、その月までの振込額と期間を記載しています。

○なお、今回お知らせした支払金額や振込先に変更等が生じた場合は、あらためて支援給付金振込通知書を送付いたします。